

## 2 本市の目指すコミュニティ・スクール委員会の在り方

第1章で示したように、「コミュニティ・スクール制度」とは、「学校運営協議会制度」のことである。「学校運営協議会」を設置する学校の総称が「コミュニティ・スクール」である。開校に当たっては、児童・生徒、保護者にとってわかりやすい呼称を重視するため、「学校運営協議会」を「コミュニティ・スクール委員会」と称することを提言する。

コミュニティ・スクール委員会の愛称については、各学校で別途策定することも可とする。

なお、愛称を策定する場合は、福生市学校支援地域組織事業実施要綱等を踏まえ、前出の「四小フアンクラブ」のように呼びやすさと親しみやすさ、会の目的等を表すものになることを期待する。

### (1) コミュニティ・スクール委員会の規則等について

コミュニティ・スクール委員会の規則等を定める際には、開校前に設置する準備委員会で、以下の点を含めて様々な観点から内容を検討した上で策定するよう提言する。

- ①委員報酬：月に1,500円程度、公務員は無償とする。
- ②委員任期：1年とする。再任は妨げない。
- ③委員数：10名程度
- ④校長等の位置付け：校長は、委員として任命する。
- ⑤開催回数：年間6回程度
- ⑥人事：職員の採用、任用に関して、市教育委員会に意見を述べるができる。 等

### (2) コミュニティ・スクール委員会の具体的な活動

コミュニティ・スクール委員会の本来の役割は、「学校運営基本方針の承認」、「人事に関する意見具申」、「学校運営に関する意見具申」である。この役割に加え、自校の特色となる教育活動への参画等について、具体的活動を位置付けることを提言する。

例えば、既設の「ふっさっ子の広場(放課後子ども教室)」や、校庭の芝生の維持・管理に当たる組織「グリーンサポーター(仮称)」等を、コミュニティ・スクール委員会の活動部門に位置付けることは、学校と地域との協働を推進する上で望ましい。

本委員会でも活発に協議がなされたが、各教室の授業に学習補助員として保護者や地域住民の方に加わっていただき、児童・生徒の学習補助を個別指導したり、本の読み聞かせや書道の時間の補助指導等、児童・生徒の教育活動に積極的に加わっていただく活動等についても期待したい。

なお、本委員会の協議の中で、「コミュニティ・スクール委員会室(仮称)」等、学校支援コーディネーターや、コミュニティ・スクール委員専用の部屋の必要性が多く委員から提言された。学校内に居場所があることで、支援がしやすくなるという理由である。実現に向けた検討を期待する。

### (3) コミュニティ・スクール・コーディネーターの指名

コミュニティ・スクールの導入を成功させるためには、同制度を円滑に推進することを目的として、コーディネーターを指名する必要がある。

コーディネーターの役割は多様に想定されるが次の3点である。

- ①校長とコミュニティ・スクール委員会との橋渡しをすること
- ②コミュニティ・スクール委員会開催に当たっての庶務、会議内容の企画等を行うこと
- ③各委員の意見を集約し、市教育委員会等に具申する意見をまとめること 等

これらの役割は、どの学校のコーディネーターにも求められる内容であると考えられる。

このような役割を担うコーディネーターは、可能な限り地域住民や保護者の中から指名することが望ましいが、学校側の窓口として、副校長、主幹教諭を指定することもできる。ただし、副校長や主幹教諭は他の業務もあることから、校務分掌としては過重な負担となる可能性が高いため、可能な限り、地域協力者の中から指名を行う。

コーディネーターの人数については、先進校の例を見ると1名から3名を指名する例が多い。連続性・継続性の観点から、本市においては3名程度を指名するものとする。1名を「主任コーディネーター(仮称)」とし、2名を「サブコーディネーター(仮称)」とする。

先に述べたように、本市はすでに全校に「学校支援コーディネーター」が1名、教育委員会から指名を受けている。このコーディネーターを本市の「主任コーディネーター(仮称)」として位置付けることを提言する。

### (4) 導入の際には、説明会を実施する

コミュニティ・スクール制度導入に際しては、市教育委員会が校長会と連携し、全校を対象として制度の意義、タイムスケジュール等を説明し、趣旨の理解を図るための説明会を開催するとともに、「広報ふっさ」、「福生の教育」、市教育委員会ホームページ等にコミュニティ・スクール制度について掲載し、理解を得るよう努めることを提言する。

### (5) コミュニティ・スクール委員会委員の研修会を設定する

コミュニティ・スクール制度自体、まだ一般的ではないことから、委員を指名した後、本制度に関する研修会を設定することが重要である。企画は学校とともに市教育委員会が加わり、先進校の視察や事例資料等を収集し、委員の資質向上を図ることが必要である。これらの研修によって、委員自身

に組織目標を自覚していただくとともに、コミュニティ・スクールに期待される役割を把握した上で職に当たっていただくことができる。

また、同委員は非常勤特別職の地方公務員となることから、コミュニティ・スクール委員就任後も、定期的な研修の機会を設定し、委員の資質向上を図ることを提言する。

### (6) コミュニティ・スクール制度発表会の開催

本市初のコミュニティ・スクールが指定された際には、市内他校の管理職及び保護者・市民を対象とする「コミュニティ・スクール制度発表会」の開催を期待したい。発表会といっても、完成した内容ではなく、コミュニティ・スクール指定1年目の状況を、つまり、今まさに、よりよいコミュニティ・スクールになろうとしている途上の状況を発表していただく。このことは、今後、市内他校でコミュニティ・スクール制度を導入していく際の貴重な情報提供の場となるとともに、市民に対して同制度を啓発する場ともなる。

### (7) 学校評議員制度、学校関係者評価委員会の取り扱いについて

コミュニティ・スクールとして指定された際は、学校評議員制度及び学校関係者評価委員会の機能を、各校のコミュニティ・スクール委員会が合わせもつために、両制度を兼ねるものとする。

そのための準備として、福生市教育委員会は「福生市立学校の管理運営に関する規則」を改正することが必要である。

市教育委員会において、コミュニティ・スクール制度推進を担当するのは新たに設置される教育部教育指導課がふさわしい。同課は、市長部局の関係課と調整を図るとともに、教育部教育総務課、及び教育支援課と緊密な連携を図りながら、規則改正や具体的な運用について、計画的に推進していくことが求められる。

## 第4章 導入へのタイム・テーブル

### 1 福生市教育委員会の役割

市教育委員会は報告書等を参考に、「福生市立学校コミュニティ・スクール推進計画(仮称)」を定め、各校の校長、保護者、市民を対象とした説明会を平成27年度中に実施することを提言したい。コミュニティ・スクール制度が円滑に機能している学校は、準備期間が1年から2年程度あった学校であるという調査結果もあり、準備に時間をかけることが大切だからである。さらに、本市では平成27年度までに小学校全校の校庭芝生化が行われている。芝生の維持・管理組織を各校に設立していく必要があることから、その組織とコミュニティ・スクール委員会を連携させていきたい。

コミュニティ・スクール開校に当たっては、第3章「本市におけるコミュニティ・スクール構想のグランドデザイン」に示したように、福生第四小学校をパイロット校として指定し、平成27年6月を目途に「福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会(仮称)」を設立し、約1年間をかけて諸準備を推進する。平成27年9月を目途に東京都教育委員会にコミュニティ・スクール設置について協議を行い、申請事務に入る。さらに平成28年3月までに、福生市立学校の管理運営に関する規則の中に、コミュニティ・スクール制度を新たに位置付けるとともに、既存の学校評議員制度、学校評価制度(同規則第10条関係)に関する規則を改正し、制度間の整合性を図る必要がある。その上で、平成28年4月に福生第四小学校をコミュニティ・スクールとして指定し、運営等について教育委員会として支援しながら、成果と課題を広く市内他校に発信していく。

また、福生第四小学校と同じ福生第二中学校区で、登下校時の児童の安全見守り組織をいち早く設置した福生第六小学校を、平成29年度にコミュニティ・スクールに指定することを提言する。この2校をパイロット校として、本市のコミュニティ・スクールを推進していく。

### 2 学校の役割

#### (1) 福生第四小学校

校長が中心となり、6月までに「福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会(仮称)」を設置し、平成28年4月までの約1年間に、コミュニティ・スクールとして整備しなければならない規約や具体的な活動計画を立案する。同時に「コーディネーター」を3名指定し、設置に向けた準備を行う必要がある。

#### (2) 福生第六小学校

「福生第四小学校コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会(仮称)」の状況を把握するため、オブザーバーとして同準備委員会に管理職や担当者が出席することを提言する。そこから得た情報に基づき、市教育委員会と連携し、福生第六小学校に適したコミュニティ・スクール委員会の設立に向けて準備をする必要がある。

### 3 タイム・テーブル案

ここに示すタイムテーブル案は、福生第四小学校、教育委員会事務局、市立学校の3者のタイムテーブル案であるが、市立学校については、福生第六小学校を指定第一候補校として想定したものである。その他の学校については、設置意向調査を毎年行うことが必要である。

また、本タイム・テーブル案は、現時点のものであり、国の制度改正等により、適宜適切に変更していくことも必要である。東京都との協議や申請手続き等の関係書類については、資料編に掲載した。

年度	月	福生第四小学校	福生市教育委員会	市立学校
平成 27年度	4月			
	5月	コミュニティ・スクール委員会設立準備委員会(仮称)設置	各校に設置希望意向調査	
	6月			
	7月			
	8月		「福生市立学校コミュニティ・スクール推進計画(仮称)」を策定	
	9月			
	10月		東京都に設置申請 内申	
	11月	コミュニティ・スクール制度導入説明会開催		
	12月		文部科学省に推進事業 委嘱校申請(福生第四小学校)	
	1月			
	2月			
	3月			
平成 28年度	4月	コミュニティ・スクール開校		
	5月	文科省推進事業委嘱校指定	各校に設置希望意向調査	福生第六小学校 コミュニティ・スクール委員会設置
	6月			
	7月			
	8月			
	9月		東京都に設置申請 内申	
	10月		教員募集(福生第四小学校)	
	11月			
	12月		文部科学省に推進事業 委嘱校申請(福生第六小学校)	
	1月	文科省委嘱事業推進校発表		
	2月			
	3月			
平成 29年度	4月			福生第六小学校 コミュニティ・スクール開校
	5月		各校に設置希望意向調査	
	6月			文科省推進事業委嘱校指定(福生第六小学校)
	7月			
	8月		設置意向有りの学校について、東京都に設置申請 内申	
	9月			
	10月		教員募集(福生第四・第六小)	コミュニティ・スクール制度導入説明会開催
	11月			
	12月			
	1月	文科省委嘱事業推進校発表		文科省委嘱事業推進校発表
	2月			
	3月			

## 資料

## 1 本委員会委員の声

3回の本委員会を通じて、各委員から様々な意見が出された。その一部を掲載する。

### オープンマインド

お互いに協力できる内容は、各学校の状況による。主体である「学校」をサポートし、時にはアドバイスする組織が「地域」だと思う。これまで学校に携わってきた一人として、学校も地域も「オープンマインド」を持たない限りは、地域と連携した学校づくりはできないと思う。お互いが、活発に意見を言い合いながらも、お互いを認め合える環境作りを考えて行くことが大切だ。意見だけではなく、学校の施設を普通に使い合える関係を保つことも必要である。「学校」と「地域」が同じ志を持つ関係を作る事がコミュニティ・スクールを成功させる鍵である。

### 学校に協力したいこと・できること

#### ■登下校の際の見守り

防災無線で下校のお知らせを聞いたとき、比較的簡単にできる。

#### ■得意な学習分野の指導

孫や子どもが友達と宿題をしているとき、工作をするときに教える。

#### ■仕事の様子を見学させる

中学生職業体験、小学生職場訪問を受け入れる。

#### ■自分たちの子供の頃の遊びや体験を語る

ゲームばかりでなく体を動かすことの大切さを教える。

#### ■自分たちがPTAだった頃の話をする

健全育成上、心配な生徒に対する学校の対応を見聞きしたとき、「昔の先生、昔の親はこうだった」と言いたくなる。また、親が子育てで悩んでいる場合、アドバイスできる。

#### ■防災訓練を一緒に体験する

各学校の防災訓練に参加する。

#### ■校庭の芝生の管理、草むしり、掃除

芝生サポーターとなることで、学校運営に参加する。

#### ■福生市ならではの伝統文化の継承

お囃子、草木染め等の指導ができる。

### 学校に協力してほしいこと

■お祭りなど地域のイベントの時に学校行事やクラブ活動が重なってしまい、子供が参加できな



いことがある。日程について、考慮してほしい。

- 町会や自治会の大切さを、子どもや保護者に普段から伝えて、町会への加入促進をしてほしい。
- 町内清掃などに、学校の先生も子どもたちと一緒に参加して、地域の美化の大切さを体感してほしい。
- 一人世帯の高齢者のところに行って、話を聞いたり励ましたりしてほしい。
- 高齢者の家のゴミ出しを手伝ってほしい。
- 町会の資源回収を一緒にやってほしい。
- 地域の人にあいさつするように指導してほしい。
- 食事会や懇親会など、地域の人と学校の先生とが交流する機会があるといいと思う。

## ■コミュニティ・スクールへの期待

- 本委員会が実施した保護者向けアンケート調査には、保護者もコミュニティ・スクールに対する期待が厚いと感じた。学校と地域がどのように一体化していくかが課題である。
- 保護者や地域の方が学校に来ると、子どもたちは喜ぶ。その反面、私たち教師が地域に出ることはなかなかない。学校としても、何ができるか、考えていきたい。
- 幼稚園としても、場の提供等で協力していきたい。例えば、幼稚園での職場体験活動や、小中学生と園児が一緒に行く清掃活動等。地域に開かれた幼稚園へ、という思いはある。
- 地域には、「子どもを地域で育てる」という考え方がまだある。コミュニティ・スクールは、学校と地域とが一体となって子どもを育てるための制度
- 「コミュニティ・スクールとは何か」について、地域に丁寧に説明していく必要がある。
- コミュニティ・スクールは、地元根ざした学校。導入に当たっては、学校が中心となるのは当然であるが、地域がただ頼まれて参加するのではなく、関わり方が見えるような導入の工夫が必要である。
- 地域力を向上させていくことが大切。コミュニティ・スクールを実現させることは、困難な課題もある。地域の方が、実際に学校に参画する行動につなげることは、難しいかもしれない。だからこそ、コミュニティ・スクールに関する情報発信をしてほしい。
- コミュニティ・スクールにおけるPTA活動のあり方について、検討したい。例えば漢字検定を現在はPTAとして実施しているが、コミュニティ・スクールとなったときはどうなるか。PTAは、どのように位置付けられていくか、注視していきたい。
- 学校が主体となって進めてほしい。保護者や地域は、学校の求めに応じて、できることからやっていくということが大切だ。
- 福生市がすでに定めている「学校支援地域組織事業」を充実させることが、コミュニティ・スクール制度を導入する上で重要な条件となる。本市の全校を、コミュニティ・スクール制度の学校にしたい。
- コミュニティ・スクール制度は、校長が、自校の学校経営方針をよりよく実現できる制度であってほしい。

## 2 「保護者と地域の学校参画意識調査」集計表

調査対象プロフィール		学 年	対象数 (家庭数)	回答数(人)	回答率(%)		
小学校保護者対象調査	1年生		389	218	56.0%		
	2年生		358	200	55.9%		
	3年生		348	191	54.9%		
	4年生		298	174	58.4%		
	5年生		286	210	73.4%		
	6年生		279	158	56.6%		
	合 計		1,958	1,151	58.8%		
回答者1,144人中、複数学年に児童がいる保護者は、115人							
中学校保護者対象調査	1年生		343	221	64.4%		
	2年生		407	196	48.2%		
	3年生		396	112	28.3%		
	合 計		1,146	530	46.2%		
	回答者530人中、複数学年に生徒がいる保護者は、4人						
町会長・自治会長対象調査		総数	34	19	55.9%		
調査結果単純集計表							
1 学校にどのような教育や指導を期待しますか①			とても期待する	まあ期待する	あまり期待しない	期待しない	不明・未回答
ア	教科の基礎的な学力を伸ばす	小学校	74.4%	23.2%	1.8%	0.2%	0.4%
		中学校	68.7%	28.5%	2.1%	0.6%	0.2%
		自治会長	78.9%	21.1%	0.0%	0.0%	0.0%
イ	学ぶ意欲を高める	小学校	73.2%	25.0%	1.5%	0.2%	0.2%
		中学校	66.6%	29.8%	2.8%	0.6%	0.2%
		自治会長	78.9%	21.1%	0.0%	0.0%	0.0%
ウ	道徳や思いやりを教える	小学校	73.6%	24.3%	1.7%	0.3%	0.1%
		中学校	60.9%	35.1%	3.4%	0.4%	0.2%
		自治会長	89.5%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%
エ	社会のマナーやルールを教える	小学校	65.8%	31.5%	2.3%	0.3%	0.1%
		中学校	57.0%	38.3%	4.0%	0.6%	0.2%
		自治会長	94.7%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%
オ	表現力やコミュニケーション力を伸ばす	小学校	64.0%	33.4%	2.1%	0.3%	0.1%
		中学校	55.8%	39.6%	3.4%	0.8%	0.4%
		自治会長	57.9%	36.8%	5.3%	0.0%	0.0%
カ	安全や防犯について教える	小学校	65.0%	32.6%	2.0%	0.3%	0.1%
		中学校	49.8%	45.3%	3.8%	0.8%	0.4%
		自治会長	63.2%	36.8%	0.0%	0.0%	0.0%
キ	規則正しい生活習慣を身につけさせる	小学校	40.4%	48.0%	10.5%	1.0%	0.1%
		中学校	37.5%	48.7%	12.3%	1.3%	0.2%
		自治会長	57.9%	42.1%	0.0%	0.0%	0.0%
ク	スポーツの能力や体力を向上させる	小学校	44.0%	49.3%	6.1%	0.5%	0.2%
		中学校	40.4%	49.8%	7.9%	1.5%	0.4%
		自治会長	42.1%	52.6%	5.3%	0.0%	0.0%
ケ	学力や能力を客観的に評価する	小学校	42.4%	48.0%	8.3%	0.9%	0.4%
		中学校	40.6%	51.9%	6.2%	0.8%	0.6%
		自治会長	31.6%	47.4%	21.1%	0.0%	0.0%
コ	食や健康について教える	小学校	36.0%	54.5%	9.5%	0.0%	0.1%
		中学校	26.8%	55.8%	15.8%	1.1%	0.4%
		自治会長	31.6%	57.9%	10.5%	0.0%	0.0%
サ	環境問題について教える	小学校	39.2%	52.5%	8.0%	0.1%	0.3%
		中学校	32.1%	55.7%	10.4%	1.1%	0.8%
		自治会長	42.1%	47.4%	10.5%	0.0%	0.0%
シ	自然体験の機会を与える	小学校	45.6%	46.1%	8.0%	0.0%	0.3%
		中学校	28.3%	53.4%	16.8%	1.3%	0.2%
		自治会長	36.8%	52.6%	5.3%	5.3%	0.0%
ス	郷土や国を愛する心を育てる	小学校	26.7%	53.2%	18.1%	1.8%	0.2%
		中学校	20.8%	57.2%	19.1%	2.5%	0.6%
		自治会長	52.6%	31.6%	10.5%	5.3%	0.0%
セ	ボランティアを体験させる	小学校	35.5%	47.2%	15.5%	1.6%	0.3%
		中学校	33.0%	52.1%	13.4%	1.1%	0.4%
		自治会長	26.3%	63.2%	10.5%	0.0%	0.0%
ソ	性に関する知識を教える	小学校	26.1%	58.4%	13.8%	1.5%	0.3%
		中学校	24.7%	63.6%	10.2%	1.1%	0.4%
		自治会長	26.3%	63.2%	10.5%	0.0%	0.0%
タ	将来の進路や職業について考えさせる	小学校	38.6%	45.8%	14.4%	0.9%	0.3%
		中学校	57.4%	36.4%	5.1%	0.6%	0.6%
		自治会長	26.3%	52.6%	15.8%	5.3%	0.0%



1 学校にどのような教育や指導を期待しますか②		とても期待する	まあ期待する	あまり期待しない	期待しない	不明・未回答	
チ	音楽・美術など芸術面での才能を伸ばす	小学校	28.6%	51.0%	18.9%	1.0%	0.5%
		中学校	22.8%	53.6%	20.6%	2.3%	0.8%
		自治会長	15.8%	52.6%	26.3%	5.3%	0.0%
ツ	受験に役立つ学力を伸ばす	小学校	24.7%	44.2%	26.8%	3.9%	0.3%
		中学校	53.8%	37.4%	7.7%	0.9%	0.2%
		自治会長	26.3%	47.4%	21.1%	5.3%	0.0%
テ	コンピュータを使う力を育てる	小学校	33.3%	49.9%	15.6%	1.0%	0.3%
		中学校	34.7%	51.5%	12.5%	0.9%	0.4%
		自治会長	47.4%	36.8%	15.8%	0.0%	0.0%
ト	実際の場面で話せる英語力を育てる	小学校	41.7%	39.7%	16.5%	1.9%	0.2%
		中学校	48.5%	36.4%	12.1%	2.8%	0.2%
		自治会長	63.2%	26.3%	10.5%	0.0%	0.0%
ナ	経済や投資などお金について教える	小学校	19.0%	46.1%	30.5%	4.1%	0.3%
		中学校	20.2%	51.3%	22.6%	5.7%	0.2%
		自治会長	5.3%	52.6%	31.6%	10.5%	0.0%
2 学校に、次のようなことを望みますか		強く望む	まあ望む	あまり望まない	望まない	不明・未回答	
ア	子供の学校での様子を保護者に伝える	小学校	49.3%	45.8%	2.0%	0.1%	2.8%
		中学校	39.4%	55.7%	3.4%	0.2%	1.3%
		自治会長	47.4%	36.8%	0.0%	5.3%	5.3%
イ	学校の教育方針を保護者に伝える	小学校	24.6%	63.7%	8.5%	0.3%	2.9%
		中学校	18.3%	69.8%	10.0%	0.6%	1.3%
		自治会長	42.1%	52.6%	0.0%	0.0%	5.3%
ウ	保護者が気軽に質問したり相談したりできるようにする	小学校	43.5%	50.5%	3.1%	0.2%	2.7%
		中学校	40.0%	54.5%	4.0%	0.6%	0.9%
		自治会長	47.4%	31.6%	15.8%	0.0%	5.3%
エ	いつでも自由に学校を見学できるようにする	小学校	13.2%	50.7%	29.2%	3.9%	3.0%
		中学校	10.4%	52.8%	33.0%	2.8%	0.9%
		自治会長	21.1%	52.6%	15.8%	5.3%	5.3%
オ	講演会などで子育てに役立つ情報を提供する	小学校	7.5%	49.2%	36.8%	3.6%	3.0%
		中学校	7.9%	50.0%	38.7%	2.5%	0.9%
		自治会長	21.1%	57.9%	15.8%	0.0%	5.3%
カ	休日や放課後に子供向けの体験活動やイベントを開催する	小学校	15.2%	48.4%	29.4%	4.1%	3.0%
		中学校	6.8%	40.0%	45.5%	6.6%	1.1%
		自治会長	15.8%	57.9%	21.1%	0.0%	5.3%
キ	学校で使っていない施設やスペースを保護者や地域住民に開放する	小学校	11.7%	38.1%	40.5%	6.5%	3.1%
		中学校	10.8%	38.7%	41.9%	7.7%	0.9%
		自治会長	21.1%	63.2%	10.5%	0.0%	5.3%
ク	保護者がボランティアで学校を支援するしくみを作る	小学校	7.1%	42.8%	39.7%	7.1%	3.2%
		中学校	5.1%	41.3%	46.0%	6.4%	1.1%
		自治会長	15.8%	63.2%	15.8%	0.0%	5.3%
ケ	学校の教育方針を保護者の代表が参加する委員会で決める	小学校	3.0%	26.0%	50.6%	17.4%	3.0%
		中学校	2.6%	26.4%	56.4%	13.2%	1.3%
		自治会長	15.8%	31.6%	31.6%	15.8%	5.3%
コ	地域行事や自治会夏祭り等への子供の参加を奨励する	小学校	12.6%	48.2%	29.8%	6.6%	2.8%
		中学校	8.9%	45.7%	35.8%	8.5%	1.1%
		自治会長	78.9%	15.8%	0.0%	0.0%	5.3%
サ	地域行事や自治会夏祭り等へ、教職員が参加すること	小学校	5.3%	30.0%	45.8%	15.9%	3.0%
		中学校	4.5%	29.1%	51.3%	14.0%	1.1%
		自治会長	31.6%	42.1%	15.8%	5.3%	5.3%
3 総合的な学校満足度		満足している	まあ満足している	あまり満足していない	満足していない	不明・未回答	
総合的に見て、お子様が通われている学校に満足していますか。(自治会長には、「福生市の学校教育に満足していますか。」という質問)	小学校	28.4%	57.7%	7.3%	1.3%	5.1%	
	中学校	17.7%	66.0%	9.2%	2.3%	4.7%	
	自治会長	0.0%	57.9%	36.8%	0.0%	5.3%	

4 学校の指導や取り組みに対する満足度		満足している	まあ満足している	あまり満足していない	満足していない	不明・未回答	
ア	運動会などのスポーツ活動、学芸会や音楽会などの文化活動	小学校	42.4%	48.5%	5.2%	0.3%	3.6%
		中学校	34.3%	59.6%	3.2%	0.9%	1.9%
		自治会長	21.1%	63.2%	5.3%	0.0%	10.5%
イ	教科の学習指導	小学校	23.6%	58.7%	11.9%	1.7%	4.1%
		中学校	12.1%	65.1%	19.1%	1.5%	2.3%
		自治会長	10.5%	47.4%	15.8%	0.0%	26.3%
ウ	道徳や思いやりの心を教えること	小学校	24.2%	59.6%	10.9%	1.3%	4.0%
		中学校	12.3%	68.3%	15.5%	1.3%	2.6%
		自治会長	15.8%	36.8%	21.1%	0.0%	26.3%
エ	学習の評価(成績のつけ方)	小学校	24.3%	58.9%	11.0%	2.0%	3.7%
		中学校	12.3%	66.8%	15.7%	2.8%	2.5%
		自治会長	10.5%	42.1%	15.8%	0.0%	31.6%
オ	社会のマナーやルールを教えること	小学校	21.7%	62.1%	11.2%	1.1%	3.8%
		中学校	13.8%	67.2%	15.3%	1.5%	2.3%
		自治会長	15.8%	42.1%	15.8%	5.3%	21.1%
カ	宿題の内容や量	小学校	19.4%	54.6%	18.6%	3.7%	3.6%
		中学校	9.4%	53.2%	29.1%	5.7%	2.6%
		自治会長	10.5%	36.8%	15.8%	0.0%	36.8%
キ	クラスの子供たちをまとめること	小学校	26.2%	54.1%	12.3%	3.4%	4.0%
		中学校	11.9%	66.6%	16.6%	2.3%	2.6%
		自治会長	10.5%	36.8%	26.3%	0.0%	26.3%
ク	先生たちの教育熱心さ	小学校	32.3%	50.0%	10.9%	2.9%	3.9%
		中学校	13.0%	63.4%	17.2%	4.0%	2.5%
		自治会長	15.8%	42.1%	15.8%	5.3%	21.1%
ケ	「総合的な学習の時間」の指導	小学校	19.0%	63.3%	10.9%	1.7%	5.0%
		中学校	10.0%	67.4%	17.4%	1.7%	3.6%
		自治会長	10.5%	47.4%	15.8%	0.0%	26.3%
コ	学ぶ意欲を高めること	小学校	19.4%	55.7%	17.5%	3.5%	3.9%
		中学校	8.7%	52.8%	31.9%	4.0%	2.6%
		自治会長	10.5%	36.8%	26.3%	0.0%	26.3%
サ	学校の施設や設備	小学校	16.3%	62.5%	15.4%	2.0%	3.8%
		中学校	11.3%	63.8%	20.4%	2.1%	2.5%
		自治会長	5.3%	63.2%	15.8%	0.0%	15.8%
シ	一人一人の学力や興味に応じた指導	小学校	12.3%	52.6%	26.0%	5.0%	4.1%
		中学校	7.2%	48.3%	37.9%	4.2%	2.5%
		自治会長	5.3%	42.1%	26.3%	0.0%	26.3%
ス	放課後のクラブ活動や部活動	小学校	14.2%	54.4%	17.4%	2.5%	11.6%
		中学校	16.6%	53.6%	20.2%	7.0%	2.6%
		自治会長	5.3%	42.1%	26.3%	5.3%	21.1%
セ	学校の教育方針や指導状況を保護者に伝えること	小学校	16.1%	60.6%	17.4%	2.0%	3.9%
		中学校	10.9%	65.7%	18.7%	2.3%	2.5%
		自治会長	10.5%	42.1%	21.1%	5.3%	21.1%
ソ	将来の進路や職業について考えさせること	小学校	7.1%	49.6%	32.0%	4.1%	7.1%
		中学校	9.8%	56.6%	27.7%	3.4%	2.5%
		自治会長	5.3%	42.1%	26.3%	0.0%	26.3%
5 あなたは、平成26年3月から平成27年2月までの間、何回学校に行きましたか。 ※保護者は、お子さんの通っている学校を対象。町会長は、「市内小中学校の全て」を対象とします。 ※「何回学校に行ったか」については、保護者会、運動会、授業参観及びPTAの会議などに参加するために訪問したことを意味します。							
0回	小学校	0.7%					
	中学校	2.3%					
	自治会長	5.3%					
1回から5回まで	小学校	31.1%					
	中学校	59.4%					
	自治会長	57.9%					
6回から10回まで	小学校	40.5%					
	中学校	26.4%					
	自治会長	15.8%					
11回から15回まで	小学校	12.3%					
	中学校	5.7%					
	自治会長	5.3%					
16回以上	小学校	12.0%					
	中学校	2.1%					
	自治会長	5.3%					
不明・未回答	小学校	3.4%					
	中学校	2.1%					
	自治会長	10.5%					

6 学校に協力したいこと(複数回答)			
ア	運動会などのスポーツ活動、学芸会や音楽会などの文化活動の手伝い	小学校	34.8%
		中学校	29.8%
		自治会長	21.1%
イ	教科の学習指導の補助	小学校	11.2%
		中学校	4.0%
		自治会長	5.3%
ウ	道徳や思いやりの心や社会のマナーやルールを教えることを教えるための講師役	小学校	5.2%
		中学校	3.2%
		自治会長	21.1%
エ	本の読み聞かせや、図書館の整理	小学校	23.5%
		中学校	11.1%
		自治会長	10.5%
オ	花壇や菜園の整理など、学校環境の整備	小学校	18.9%
		中学校	14.3%
		自治会長	10.5%
カ	校庭芝生化後の、芝刈りなどのボランティア	小学校	12.9%
		中学校	9.8%
		自治会長	21.1%
キ	放課後のクラブ活動や部活動の外部指導員や補助役	小学校	9.5%
		中学校	7.0%
		自治会長	21.1%
ク	ホームページの更新の手伝い	小学校	3.3%
		中学校	2.3%
		自治会長	0.0%
ケ	職場体験(職場訪問)の児童・生徒の受け入れ	小学校	10.2%
		中学校	8.5%
		自治会長	21.1%
コ	登下校の安全見守り	小学校	38.7%
		中学校	22.1%
		自治会長	63.2%
サ	親父の会(父親の会)の設置	小学校	4.4%
		中学校	3.4%
		自治会長	26.3%
7 地域のために、学校に協力してほしいこと(複数回答)			
ア	夏季休業中の「勉強会」「昔遊び」「工作教室」等の設定	小学校	45.7%
		中学校	24.7%
		自治会長	36.8%
イ	安全確保(夜間パトロール・コンビニエンスストア巡回)	小学校	27.1%
		中学校	26.0%
		自治会長	42.1%
ウ	地域行事・自治会夏祭り等への児童・生徒の参加	小学校	20.8%
		中学校	17.5%
		自治会長	94.7%
エ	地域行事・自治会夏祭り等への教師自身の参加	小学校	8.2%
		中学校	7.4%
		自治会長	57.9%
オ	授業として「幼稚園・保育園」との交流活動や、カリキュラムの設定	小学校	19.7%
		中学校	14.9%
		自治会長	15.8%
カ	就学予定幼児(来年の小学校新1年生)に対する学校見学	小学校	24.5%
		中学校	8.5%
		自治会長	21.1%
キ	学区内教育機関のネットワーク設定。もっと、幼稚園、保育園と小学校、中学校と高校や大学との連携を行ってほしい。	小学校	29.5%
		中学校	22.8%
		自治会長	15.8%
ク	学校を核(主体)とした防災訓練の実施	小学校	29.5%
		中学校	25.5%
		自治会長	42.1%
ケ	地域における文化の発信者として、教師が講師を務める文化講座の実施 【例】ピアノコンサート、本の紹介、歴史語り、算数の学び直し講座等	小学校	12.9%
		中学校	7.5%
		自治会長	5.3%
コ	学校施設(教室、校庭、体育館等)の地域開放の促進	小学校	22.2%
		中学校	14.3%
		自治会長	31.6%

### 3 コミュニティ・スクール制度に関する法律、通知等

ここでは、コミュニティ・スクール制度に関する法律や通知等について掲載する。

#### (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

##### 第四十七条の五

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。
- 9 市町村委員会は、その所管に属する学校（その職員のうち県費負担教職員である者を含むものに限る。）について第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。

##### 附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

## (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）

16文科初第429号

平成16年6月24日

各都道府県教育委員会

各都道府県知事

各指定都市教育委員会

各指定都市市長 殿

文部科学事務次官

御手洗 康

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成16年6月9日法律第91号をもって公布され、平成16年9月9日から施行されることとなりました。

今回の改正は、中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」（平成16年3月）、「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」（平成12年12月）及び総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月）等を踏まえ、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等により構成される学校運営協議会を設置できるようにすることを目的として行うものです。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、地域の実情に応じた適切な取組を進めていただくよう願います。

また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び市町村長に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

公立学校の運営についての地域の住民や保護者等の意向等が多様化、高度化している状況に的確に対応し、公立学校教育に対する国民の信頼に添えていくためには、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みの導入が必要である。このため、校長と地域の住民、保護者等が、共同して学校づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を進め、地域に信頼される学校づくりを実現する観点から、各教育委員会の判断により、地域の住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する合議制の機関として学校運営協議会を設置することを可能とするものであること。

なお、各教育委員会においては、地域や学校の実態や要望を十分に踏まえ、今回の学校運営協議会の導入



を含め、所管に属する公立学校の管理運営の改善に引き続き取り組むとともに、学校運営協議会制度の趣旨、内容等について、地域の住民や保護者等に対して十分な広報、周知に努める必要があること。

## 第2 改正法の概要

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとし、その委員については、教育委員会が任命するものとしたこと。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第47条の5第1項、第2項）
- 2 当該学校の校長は、当該学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないこととしたこと。また、学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができることとしたこと。（法第47条の5第3項、第4項）
- 3 学校運営協議会は、当該学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができることとし、任命権者は、当該職員の任用に当たっては、その意見を尊重するものとしたこと。（法第47条の5第5項、第6項）
- 4 教育委員会は、当該学校の運営に現に著しい支障が生じていると認められる場合等は、指定を取り消さなければならないこととしたこと。（法第47条の5第7項）
- 5 学校の指定の手續等学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定めるものとしたこと。（法第47条の5第8項）
- 6 市町村教育委員会は、その所管に属する学校（その職員のうちに県費負担教職員である者を含むものに限る。）について指定を行おうとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならないこととしたこと。（法第47条の5第9項）
- 7 改正法は、公布の日（平成16年6月9日）から起算して3月を経過した日（平成16年9月9日）から施行することとしたこと。（附則）

## 第3 留意事項

### 1 第1項関係（学校運営協議会の設置）

今回の学校運営協議会は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、学校運営の在り方の選択肢を拡大するものであり、学校の指定については、学校の管理運営の最終的な責任を有する教育委員会の責任において判断されるものであること。

その際、各教育委員会は、地域の特色や学校の実態を踏まえつつ、地域の住民や保護者の要望を的確に反映して指定を行う必要があること。

なお、学校運営協議会は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園について設置されるものであること。

### 2 第2項関係（学校運営協議会の委員）

- (1) 学校運営協議会は、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手續に関与する一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任

命されるものであること。その際、幅広く適任者を募る観点から、例えば、公募制の活用等選考方法を工夫するとともに、地域の住民や保護者等へ広報、周知に努めること。

なお、地域の住民、保護者以外の委員については、学校運営協議会が設置される学校の校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員等が想定されること。

- (2) 委員については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、適切な人材を幅広く求めて任命するとともに、学校運営協議会において合議体として適切な意思形成が行われるよう、研修等を通じ、委員が学校運営協議会の役割や責任について正しい理解を得るよう努めること。
- (3) 学校運営協議会の委員は、特別職の地方公務員の身分を有することになるものであること。なお、委員については、児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなどの適切な対応が必要であること。

### 3 第3項関係（学校運営に関する基本的な方針の承認）

- (1) 学校運営協議会が行う承認は、学校運営協議会を通じ、地域の住民や保護者等が、校長と共に学校運営に責任を負う観点から、校長が作成する学校運営の基本的な方針に地域の住民や保護者等の意向を反映させる観点から行われるものであること。
- (2) 校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うものであること。
- (3) 教育課程の編成以外の学校運営に関する基本的な方針の対象となる事項としては、一般的には、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられるが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めるものであること。

### 4 第4項関係（運営に関する意見の申し出）

学校運営協議会は、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認に止まらず、当該学校の運営全般について、広く地域の住民や保護者等の意見を反映させる観点から、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができる旨を明確にしたものであること。

### 5 第5項関係（教職員の任用に関する意見）

- (1) 地域に開かれ、信頼される学校づくりの観点から地域の住民や保護者等の学校運営に関する要望について、より一層の反映が図られるよう、当該学校の教職員人事について、地域の住民や保護者等が学校運営協議会を通じて直接任命権者に意見を述べられることとしたこと。
- (2) 本項の対象となる「職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、学校栄養職員及び事務職員その他当該学校の職員がすべて含まれること。
- (3) 本項に基づく学校運営協議会の意見は、当該学校の運営の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に合った教職員の配置を求める観点からなされるものであり、一般的、抽象的な意見及び特定の職員についての具体的な意見のいずれについても述べるができること。また、「採用その他の任用」とは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては本項に基づく意見の対象とはならないこと。
- (4) 校長、教育委員会においては、学校運営協議会が本項に基づく意見を述べようとするに当たって、適切な意思形成を行えるよう十分な情報提供に努めること。
- (5) 学校運営協議会を設置する学校に関しても、市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権には変更が生じないものであること。したがって、学校運営協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意

見具申を行うことが可能であるとともに、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって任命を行う必要があること。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、学校運営協議会の意見の内容との調整に留意すること。

- (6) 県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については、設置者としてその内容を了知しておく必要があることから、手続上、市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に提出されるものであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではないこと。

## 6 第6項関係（任命権者における意見の尊重）

- (1) 学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではなく、任命権者は、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使するものであるが、任命権者においては、学校運営協議会の意見を尊重し、合理的な理由がない限り、その内容を実現するよう努める必要があること。
- (2) なお、第5項に基づく学校運営協議会の意見と異なる内容の任命権の行使を行う場合には、その理由を明らかにするなど説明責任を果たす必要があること。

## 7 第7項関係（指定の取消し）

- (1) 学校運営協議会の活動により当該学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、教育委員会は、指定を取り消し、教育活動の円滑な実施が損なわれないようにしなければならないこと。なお、指定の取消しを行う必要がある場合として、学校運営協議会として意思形成が行えない場合等が想定されるが、取消し事由については、あらかじめできる限り具体的に定めておくことが望ましいこと。
- (2) 教育委員会は、学校運営協議会の運営の状況についての確な把握に努めるとともに、必要に応じて学校運営協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、学校運営協議会の円滑な運営の確保に努めること。

## 8 第8項関係（諸手続に関する教育委員会規則の定め）

学校運営協議会の運営に関する事項については、地域の実態や学校の実情なども踏まえ、各教育委員会の判断で柔軟な運用が可能となるよう、教育委員会規則において定めることとしているものであり、各教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、責任をもって定めるとともに、その内容について広報、周知に努めること。

### (1) 「指定及び指定の取消しの手続並びに指定の期間」

指定及びその指定の取消しの手続については、地域の住民や保護者の意向等を適切に反映したものとするとともに、その基準等についてあらかじめ定めておくことが望ましいこと。具体的には、学校の指定の際、あらかじめ当該地域の住民や保護者から意向を聴取することなどが考えられること。

また、指定の期間ごとに学校運営協議会の活動状況や当該学校の運営状況等を確認、評価し、当該学校の運営の改善を進める必要があること。

### (2) 「学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期」

学校運営協議会の委員については、委員の構成、人数、選考方法等も含め、任免に当たっての必要な規定を整備する必要があること。また、任期ごとにその活動状況を把握し、適任者の任命に努めること。

### (3) 「学校運営協議会の議事の手続」

学校運営協議会は、合議制の機関として意思決定を行うものであり、開催の手続、議長の選出、議決

方法などについてあらかじめ規定することが必要であること。

(4)「その他必要な事項について」

その他教育委員会規則で定めることが必要な事項としては、守秘義務等委員の服務に関する事項、学校運営協議会の運営の評価に関する事項などが考えられること。

9 第9項関係（都道府県教育委員会との事前協議）

本項の協議は、県費負担教職員の任用について学校運営協議会から意見が述べられた場合、任命権者である都道府県教育委員会は、当該意見を尊重して職員の任用を行うこととなるため行われるものであり、市町村教育委員会は、指定を行うに当たって都道府県教育委員会と十分な調整に努める必要があるが、都道府県教育委員会の同意までを要するものではないこと。

10 その他

(1) 学校の裁量拡大

各教育委員会は、学校運営協議会を設置する学校について、学校運営の基本的な方針に沿って、特色ある学校づくりを進める観点から、校長裁量予算の導入や拡充、教育委員会への届出、承認事項の縮減等、学校の裁量の拡大に積極的に取り組む必要があること。また、その他の学校についても、同様に学校裁量の拡大に努めること。

(2) 学校評議員との関係

学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるなど、その役割が異なるものであることから、その設置については、教育委員会が学校の状況や地域の実情に応じて適切に判断されるものであること。

(3) 点検、評価等

学校運営協議会を置く学校については、学校運営協議会においても学校の運営状況等について評価を行うなど、十分な自己点検・評価に取り組むとともに、学校運営協議会の運営の状況や協議の内容等も含め、地域の住民や保護者に対する情報公開について一層の取組を進める必要があること。

また、教育委員会としても学校運営協議会を含めた学校の運営状況等について定期的な点検・評価を行い、その際、第三者評価について積極的に取り組む必要があること。さらに、それらの点検・評価結果について、保護者等に対する情報公開を徹底する必要があること。

(4) 学校の名称

学校運営協議会を設置する学校については、各教育委員会の判断で「地域運営学校」、「コミュニティー・スクール」等と、適宜名称を付することも可能であること。

(5) 児童、生徒の意見

学校運営協議会において必要と認める場合には、児童、生徒の発達段階に配慮しつつ、当該学校の児童、生徒に意見を述べる機会を与えるなどの工夫を行うことも差し支えないこと。

※「別添」については省略

上記の平成16年6月24日付け16文科初第429号通知は、本報告書に掲載するために体裁を変更しているが、字句を含めて、内容については改変していない。

## 4 コミュニティ・スクールを指定する場合の手続き

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置する学校)を指定する場合に、以前は東京都と事前に協議を行う必要があったが、現在は、下記のとおり廃止となっている。都教育委員会に対する手続き等に関する通知を掲載する。

23教地義第284号

平成23年5月23日

区市町村教育委員会学校運営協議会制度主管課長 殿

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課長

園 田 喜 雄

東京都教育庁人事部職員課長

鈴 木 正 一

(公 印 省 略)

学校運営協議会を設置する学校を指定する場合の取扱いについて（通知）

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が成立し、平成23年5月2日に交付されました。これにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、区市町村教育委員会は、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く学校の指定をしようとするときは、あらかじめ東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）と協議をしなければならない扱いが廃止となりました。

これに伴い、平成16年10月26日付16教学義第992号「学校運営協議会を設置する学校を指定する場合の協議等について（通知）」を廃止し、区市町村教育委員会において指定しようとする場合の都教育委員会への通知及び協議会から都教育委員会への教職員の任用に関する事項についての意見の陳述については、下記により行うこととしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

### 1 都教育委員会への通知

#### (1) 通知方法

通知は、指定しようとする学校名、指定しようとする時期、その他の事項を記載した文書により行うものとする。この場合、その他の事項とは、協議会の設置に関する教育委員会規則、指定しようとする学校の状況等である。

なお、都教育委員会は、必要に応じて口頭での説明若しくは資料の提出を求めることがある。

#### (2) 通知の時期

原則として、指定しようとする日の1月前の日まで。

#### (3) 通知先

ア 区教育委員会及び小笠原村教育委員会

教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校係

イ 小笠原を除く島しょ地区の教育委員会



教育庁出張所を経由して、教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校係  
 ウ 市教育委員会及び島しょを除く町村教育委員会  
 多摩教育事務所管理課学事係

(4) その他

指定した学校の指定を取り消したときは、その旨を速やかに都教育委員会に御通知ください。

2 協議会の意見の陳述

(1) 意見の陳述の方法

協議会の意見の陳述は、文書により所管の区市町村教育委員会を経由して都教育委員会へ提出することにより行うものとする。

なお、意見書の形式については、任意とする。

(2) 意見書の提出時期

特に定めない。ただし、提出の時期のよっては、次期定期異動に意見書の内容を反映できない場合がある。

(3) 意見書の提出先

ア 区教育委員会及び小笠原村教育委員会  
 教育庁人事部職員課任用係

イ 小笠原を除く島しょ地区の教育委員会  
 教育庁出張所を経由して、教育庁人事部職員課任用係

ウ 市教育委員会及び島しょを除く町村教育委員会  
 多摩教育事務所管理課教職員係

(4) その他

協議会委員に対し、都の人事制度として、教職員の採用については「教員採用候補者選考実施要綱」等が、転任については「定期異動実施要綱」、「主幹教諭定期異動実施要綱」並びに「教育管理職の移動方針」等が、さらに昇任については「主幹教諭選考実施要綱」、「教育管理職の任用に関する基準」等が制定されていることを事前に十分御周知ください。

担当

通知関係 教育庁地域教育支援部義務教育課  
 小中学校係 電話03-5320-6752  
 意見書関係 教育庁人事部職員課  
 任用係 電話03-5320-6791

上記の平成23年5月23日付け23教地義義第284号通知は、本報告書に掲載するために体裁を変更しているが、字句を含めて、内容については改変していない。ただし、下線については、本委員会が加筆した。

## 5 コミュニティ・スクール導入等促進事業の受託について

コミュニティ・スクール導入等促進事業は、文部科学省主管事業である。コミュニティ・スクール開校後、本事業を受託するためには、東京都教育委員会を通じて受託希望を申し出る必要がある。本事業の指定を受けることによって、コミュニティ・スクール推進委員会経費の補助や、教職員定数加配措置を受けられる可能性がある。

### (1) 文部科学省からの受託希望調査書類

事務連絡

平成26年12月22日

各都道府県・指定都市教育委員会

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）担当者様

文部科学省初等中等教育局

参事官（学校運営支援担当）付 運営支援企画係

平成27年度コミュニティ・スクール導入等促進事業（「導入の促進」及び「取組の充実」）（案）の「申請」及び当該事業に関する教職員定数加配措置の希望調査について（依頼）

文部科学省では、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの取組が円滑かつ効果的に実施されるため、平成27年度の予算案においては、コミュニティ・スクール未導入校及び、既にコミュニティ・スクールに指定されている学校等を対象とした「コミュニティ・スクール導入等促進事業」（案）を実施することとしています。

つきましては、本事業の円滑な実施のため、平成27年度補助事業の申請及び当該事業に関する教職員定数加配措置（教員及び学校事務職員）の希望について調査を行いますので、希望する場合には、「様式1、2」（希望する区分に応じて作成）及び「様式3」の調書を作成のうえ、平成27年1月19日（月）（期限厳守）までに、電子メールにより、下記担当あて提出いただきますよう、お願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては、本依頼文書を域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会に転送いただくとともに、市区町村教育委員会分の回答は、都道府県教育委員会に取りまとめていただきますよう、お願いいたします。

また、希望がない場合にも、その旨ご回答願います。

※ 本研究指定校加配については、各都道府県のコミュニティ・スクール担当課と教職員定数担当課間で十分連携をとっていただきますよう、お願いいたします。

※ コミュニティ・スクール導入等促進事業（「研修の充実」）については、別途希望調査を行います。

【本件担当】

文部科学省 初等中等教育局 参事官(学校運営支援担当)

運営支援企画係 谷口、菊地

電話：03-5253-4111（内線3720） 03-6734-3705（直通）

FAX：03-6734-3727 E-mail：syosanji@mext.go.jp

上記の平成26年12月22日付け事務連絡は、本報告書に掲載するために体裁を変更しているが、字句を含めて、内容については改変していない。

## (2) 東京都教育委員会からの受託希望調査書類

都は区市町村に対して、コミュニティ・スクール導入等促進事業の事務を以下のとおり通知した。

26教地義第1217号  
平成27年1月6日

区市町村教育委員会学校運営協議会主管課長 殿

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課長

東京都教育庁人事部人事計画課長

平成27年度コミュニティ・スクール導入等促進事業（「導入の促進」及び「取組の充実」）（案）の「申請」及び当該事業に関する教職員定数加配措置の希望調査について（依頼）

このことについて、文部科学省から依頼がありました。

つきましては、別添文部科学省事務連絡（平成26年12月22日付）を参照の上、本事業について申請がある場合は、下記により書類の提出をお願いします。

### 記

#### 1 提出書類

- (1) 平成27年度コミュニティ・スクール導入等促進事業「申請」及び本事業に関する「教員又は学校事務職員の研究指定校加配」希望調書（様式1）
  - (2) 平成27年度コミュニティ・スクール導入等促進事業「申請」及び本事業に関する「CSディレクター」希望調書（様式2）
  - (3) 担当者連絡先（様式3）
- ※（1）（2）は、希望する区分に応じて作成してください。

#### 2 提出期限

平成27年1月15日（木） 厳守

※ 下記4（1）提出先のアドレスまで、メールにより提出をお願いします。

※ 期限までに連絡のない場合は、希望なしとさせていただきます。

#### 3 留意事項

- (1) 作成に当たっては、「実施要領」を参考にしてください。
- (2) 本事業の研究期間は、原則2年間となっています。
- (3) 東京都は平成27年度の補助については予定しておりません。
- (4) 加配希望欄に「有」とした場合であっても、東京都は平成27年度について当事業の加配措置は予定しておりません。
- (5) 補助事業のため、区市町村において予算を編成する必要があります。
- (6) 現在、国の予算編成作業中であり、概算要求どおりに計上されない可能性もあります。予め御承知おきください。

#### 4 提出先及び問合せ先

- (1) 提出先及び問合せ先（事業全般に関すること。）  
東京都教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校係  
電話番号 03-5320-6752（直通）  
E-mail：ml-gakuji@section.metro.tokyo.jp
- (2) 問合せ先（加配に関すること。）  
東京都教育庁人事部人事計画課定数係  
電話番号 03-5320-6784（直通）

上記の平成27年1月6日付け26教地義第1217号は、本報告書に掲載するために体裁を変更しているが、字句を含めて、内容については改変していない。

## 6 東京都コミュニティ・スクール指定校一覧

平成27年3月予定

区市町村名	小学校		中学校	
	学校名	指定期間の開始日	学校名	指定期間の開始日
新宿区（7校）	1 四谷小学校	平成23年4月1日	1 四谷中学校	平成22年4月1日
	2 四谷第六小学校	〃		
	3 花園小学校	〃		
	4 江戸川小学校	平成26年4月1日		
	5 牛込仲之小学校	〃		
	6 淀橋第四小学校	〃		
文京区（2校）	1 誠之小学校	平成23年4月1日	1 音羽中学校	平成23年4月1日
	1 城山小学校	平成17年4月1日	1 八幡中学校	平成17年4月1日
世田谷区（93校）	2 用賀小学校	〃	2 太子堂中学校	平成19年4月1日
	3 東玉川小学校	〃	3 用賀中学校	〃
	4 太子堂小学校	平成19年4月1日	4 弦巻中学校	平成20年4月1日
	5 山崎小学校	〃	5 桜丘中学校	平成21年4月1日
	6 八幡小学校	〃	6 松沢中学校	〃
	7 九品仏小学校	〃	7 富士中学校	〃
	8 京西小学校	〃	8 奥沢中学校	〃
	9 松丘小学校	〃	9 東深沢中学校	〃
	10 等々力小学校	〃	10 烏山中学校	平成22年4月1日
	11 砧小学校	〃	11 芦花中学校	〃
	12 給田小学校	〃	12 世田谷中学校	平成23年4月1日
	13 守山小学校	平成20年4月1日	13 駒沢中学校	平成24年4月1日
	14 弦巻小学校	〃	14 玉川中学校	〃
	15 烏山小学校	〃	15 瀬田中学校	〃
	16 船橋小学校	〃	16 深沢中学校	〃
	17 多聞小学校	平成21年4月1日	17 千歳中学校	〃
	18 花見堂小学校	〃	18 上祖師谷中学校	〃
	19 玉川小学校	〃	19 砧南中学校	〃
	20 奥沢小学校	〃	20 喜多見中学校	〃
	21 東深沢小学校	〃	21 三宿中学校	〃
	22 桜町小学校	〃	22 船橋希望中学校	〃
	23 瀬田小学校	〃	23 北沢中学校	平成25年4月1日
	24 塚戸小学校	〃	24 緑丘中学校	〃
	25 桜小学校	平成22年4月1日	25 駒留中学校	〃
	26 松沢小学校	〃	26 梅丘中学校	〃
	27 烏山北小学校	〃	27 桜木中学校	〃
	28 芦花小学校	〃	28 尾山台中学校	〃
	29 山野小学校	〃	29 砧中学校	〃
	30 若林小学校	平成23年4月1日		
	31 桜丘小学校	〃		
	32 二子玉川小学校	〃		
	33 中町小学校	〃		
	34 希望丘小学校	〃		
	35 三宿小学校	平成24年4月1日		
	36 代沢小学校	〃		
	37 駒沢小学校	〃		
	38 旭小学校	〃		
	39 中里小学校	〃		
	40 上北沢小学校	〃		
	41 駒繫小学校	〃		
	42 代田小学校	〃		
	43 三軒茶屋小学校	〃		
	44 赤堤小学校	〃		
	45 池尻小学校	〃		
	46 深沢小学校	〃		
	47 玉堤小学校	〃		
	48 明正小学校	〃		
	49 八幡山小学校	〃		
	50 千歳小学校	〃		
	51 武蔵丘小学校	〃		
	52 千歳台小学校	〃		
	53 東大原小学校	平成25年4月1日		
	54 世田谷小学校	〃		
	55 松原小学校	〃		
	56 北沢小学校	〃		
	57 池之上小学校	〃		
	58 経堂小学校	〃		
	59 中丸小学校	〃		
	60 笹原小学校	〃		
	61 尾山台小学校	〃		
	62 祖師谷小学校	〃		
	63 砧南小学校	〃		
	64 喜多見小学校	〃		
	渋谷区（4校）	1 猿樂小学校	平成25年9月1日	1 松濤中学校
2 長谷戸小学校		平成26年1月15日	2 鉢山中学校	平成26年3月1日

区市町村名	小学校		中学校	
	学校名	指定期間の開始日	学校名	指定期間の開始日
杉並区 (27校)	1 桃井第四小学校	平成17年4月1日	1 杉森中学校	平成17年4月1日
	2 三谷小学校	〃	2 向陽中学校	〃
	3 杉並第一小学校	平成20年4月1日	3 井草中学校	平成19年4月1日
	4 番掛小学校	平成21年1月1日	4 和田中学校	〃
	5 富士見丘小学校	平成21年10月1日	5 天沼中学校	平成21年10月1日
	6 堀之内小学校	平成22年4月1日	6 荻窪中学校	〃
	7 天沼小学校	〃	7 富士見丘中学校	平成23年4月1日
	8 高井戸小学校	平成23年4月1日	8 中瀬中学校	平成24年10月1日
	9 方南小学校	平成24年4月1日	9 井荻中学校	平成25年4月1日
	10 松ノ木小学校	〃	10 松ノ木中学校	〃
	11 荻窪小学校	平成25年4月1日		
	12 高井戸第二小学校	〃		
	13 永福小学校	〃		
	14 東田小学校	平成26年4月1日		
	15 高井戸東小学校	〃		
	16 久我山小学校	〃		
	17 大宮小学校	平成26年10月1日		
北区(2校)	1 西ヶ原小学校	平成19年4月1日		
	2 赤羽台西小学校	平成26年4月1日		
足立区 (10校)	1 栗原北小学校	平成24年7月1日	1 谷中中学校	平成19年10月12日
	2 大谷田小学校	平成25年2月1日	2 第四中学校	平成23年11月1日
	3 平野小学校	平成25年3月1日	3 六月中学校	平成24年4月1日
	4 西新井第二小学校	平成25年5月1日	4 第五中学校	平成25年9月1日
	5 弥生小学校	平成25年9月1日		
	6 西新井第一小学校	平成26年9月1日		
八王子市 (44校)	1 東浅川小学校	平成19年4月1日	1 第六中学校	平成19年4月1日
	2 陶録小学校	平成20年4月1日	2 宮上中学校	〃
	3 浅川小学校	〃	3 元八王子中学校	平成20年4月1日
	4 桐田小学校	平成21年4月1日	4 城山中学校	〃
	5 中山小学校	〃	5 第一中学校	平成21年4月1日
	6 宮上小学校	〃	6 陵南中学校	〃
	7 下柚木小学校	〃	7 館中学校	平成22年4月1日
	8 第七小学校	平成22年4月1日	8 加住中学校	〃
	9 館小学校	〃	9 浅川中学校	〃
	10 加住小学校	〃	10 松木中学校	〃
	11 愛宕小学校	〃	11 南大沢中学校	平成23年4月1日
	12 長房小学校	平成23年4月1日	12 恩方中学校	平成24年4月1日
	13 柏木小学校	〃	13 由木中学校	〃
	14 南大沢小学校	〃	14 ひよどり山中学校	平成25年4月1日
	15 松木小学校	〃	15 由井中学校	〃
	16 長池小学校	〃	16 山中中学校	〃
	17 横山第一小学校	平成24年4月1日	17 横山中学校	平成26年4月1日
	18 上川口小学校	〃	18 川口中学校	〃
	19 第二小学校	平成25年4月1日		
	20 高倉小学校	〃		
	21 高嶺小学校	〃		
	22 第五小学校	平成26年4月1日		
	23 清水小学校	〃		
	24 宇津木台小学校	〃		
	25 武分方小学校	〃		
	26 由井第三小学校	〃		
三鷹市 (22校)	1 第四小学校	平成18年10月6日	1 第七中学校	平成18年10月6日
	2 第二小学校	平成19年4月1日	2 第二中学校	平成19年4月1日
	3 井口小学校	〃	3 第一中学校	平成19年9月10日
	4 大沢台小学校	平成19年7月11日	4 第六中学校	〃
	5 羽沢小学校	〃	5 第三中学校	平成20年4月1日
	6 第一小学校	平成19年9月10日	6 第四中学校	平成20年9月1日
	7 第三小学校	〃	7 第五中学校	〃
	8 第六小学校	〃		
	9 南浦小学校	〃		
	10 中原小学校	〃		
	11 北野小学校	〃		
	12 東台小学校	〃		
	13 第五小学校	平成20年4月1日		
	14 高山小学校	〃		
	15 第七小学校	平成20年9月1日		
府中市(1校)	1 府中第五小学校	平成26年4月1日		
小平市(6校)	1 小平第六小学校	平成19年4月1日	1 小平第六中学校	平成26年4月1日
	2 小平第四小学校	平成20年4月1日		
	3 小平第三小学校	平成21年4月1日		
	4 小平第八小学校	平成23年5月1日		
	5 小平第七小学校	平成26年4月1日		
日野市(2校)	1 平山小学校	平成20年10月1日		
	2 東光寺小学校	平成21年11月1日		
国分寺市(2校)	1 第七小学校	平成25年4月1日		
	2 第八小学校	〃		
武蔵村山市 (14校)	1 第四小学校	平成23年4月1日	1 第二中学校	平成23年4月1日
	2 第八小学校	平成24年4月1日	2 第一中学校	平成25年4月1日
	3 第一小学校	平成25年4月1日	3 第三中学校	〃
	4 第七小学校	〃	4 第四中学校	〃
	5 雷塚小学校	〃	5 第五中学校	平成26年4月1日
	6 第二小学校	平成26年4月1日		
	7 第三小学校	〃		
	8 第九小学校	〃		
	9 第十小学校	〃		
利島村(2校)	1 利島小学校	平成24年4月1日	1 利島中学校	平成24年4月1日
<b>合計(238校)</b>	<b>小学校</b>	<b>159校</b>	<b>中学校</b>	<b>79校</b>



## 7 本委員会設置要綱、検討経過、委員名簿

### (1) 福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会 設置要領

#### (設置)

第1条 保護者、地域住民等の声を学校運営に直接反映させ、保護者、地域、学校及び教育委員会が一体となってよりよい学校を作り上げていくことを目指して導入された学校運営協議会制度（以下「コミュニティ・スクール制度」という。）の福生市立学校への導入のあり方等について調査検討するため、福生市ふっさっ子未来会議（平成25年7月1日要綱第49号）に基づく作業部会として、福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項を調査検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) コミュニティ・スクール制度に関すること。
- (2) コミュニティ・スクール制度の福生市立学校への導入のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、コミュニティ・スクール制度の導入に関し教育委員会が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 検討委員会は、委員18人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 次に掲げるところにより教育長が委嘱する者
  - ア 学識経験者 1人
  - イ 福生市立学校PTA会長 2人
  - ウ 福生市学校支援コーディネーター 2人
  - エ 福生市内の自治会・町会の会長 2人
  - オ 福生市内の幼稚園園長 1人
  - カ 福生市民生・児童委員 1人
  - キ 福生市社会教育委員 1人
- (2) 次に掲げる職にある者
  - ア 福生市立学校校長 3人
  - イ 福生市立学校副校長 1人
  - ウ 福生市立学校主幹教諭 1人
  - エ 教育委員会事務局参事 1人
  - オ 教育委員会事務局指導室主幹 1人
  - カ 教育委員会事務局生涯学習推進課長 1人

#### (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長は前条第2項第1号アに掲げる者である委員を、副委員長は同第2号アに掲げる者である委員をもって充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長の職務を代理する副委員長の順序は、あらかじめ委員長が定める。

**(会議)**

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

**(任期)**

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

**(庶務)**

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局指導室において処理する。

**(委任)**

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

**附 則**

この要領は、平成26年12月24日から施行する。

## (2) 福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会 検討経過

回	開催期日	主な検討事項等
第1回	平成27年 1月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員自己紹介</li> <li>○福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会設置要領について</li> <li>○福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会報告書プロット(案)</li> <li>○福生市学校支援地域組織について</li> <li>○調査研究「本市における保護者・地域の学校参画意識」調査用紙原案の検討</li> <li>○今後の会議の進め方について</li> </ul>
第2回	平成27年 2月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「保護者・地域から見た学校」「保護者・地域の方に協力してほしいこと(学校職員)」</li> <li>○「コミュニティ・スクール制度の導入意義について」</li> <li>○調査研究の結果報告「本市における保護者・地域の学校参画意識」 保護者・地域から見た学校 <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校に協力したいとき</li> <li>②学校に協力してほしいとき</li> <li>③地域(保護者)に協力してほしいとき</li> </ul> </li> <li>○本市におけるコミュニティ・スクールのモデル校、導入時期について</li> </ul>
第3回	平成27年 3月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報告書作成</li> <li>「福生市立学校のコミュニティ・スクール構想について」(案)の検討</li> </ul>

## (3) 福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会 委員名簿

※敬称略

	役 職	氏 名	所 属 等	選出区分
1	委 員 長	有村 久春	東京聖栄大学教授	3-2(1)ア
2	副委員長	山本 豊彦	福生第四小学校長	3-2(2)ア
3	副委員長	上田 忠之	福生第二中学校長	3-2(2)ア
4	委 員	高橋 典久	福生第四小学校PTA会長	3-2(1)イ
5	委 員	高山 雅代	福生第六小学校PTA会長	3-2(1)イ
6	委 員	山崎 源太	福生第四小学校学校支援コーディネーター	3-2(1)ウ
7	委 員	野村 亮	福生第五小学校学校支援コーディネーター	3-2(1)ウ
8	委 員	佐藤 弘治	福生市本町第二町会長	3-2(1)エ
9	委 員	沢本 紀男	福生市加美第二町会長	3-2(1)エ
10	委 員	野口 哲也	聖愛幼稚園長	3-2(1)オ
11	委 員	竹島 芳子	福生市民生・児童委員	3-2(1)カ
12	委 員	西山 多恵子	福生市社会教育委員	3-2(1)キ
13	委 員	中野 幸子	福生第三小学校長	3-2(2)ア
14	委 員	松下 正代	福生第六小学校副校長	3-2(2)イ
15	委 員	鈴木 輝	福生第六小学校主幹教諭	3-2(2)ウ
16	委 員	石田 周	福生市教育委員会参事兼指導室長事務取扱	3-2(2)エ
17	委 員	長谷川 智也	福生市教育委員会指導室主幹	3-2(2)オ
18	委 員	高橋 清樹	福生市教育委員会生涯学習推進課長	3-2(2)カ

※委員選出区分の記号については、「福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会設置要綱」第3条を参照

なお、福生市教育委員会事務局では、次の者が本報告書の作成に当たった。

福生市教育委員会事務局	指導主事	森保 亮
福生市教育委員会事務局指導室	学務・指導係係長	矢ヶ崎 冬木
福生市教育委員会事務局指導室	学務・指導係主任	西間木 裕子

ふっさっ子未来会議作業部会  
「福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」報告書

## 福生市立学校の コミュニティ・スクール構想について

平成27年3月31日発行

ふっさっ子未来会議  
福生市教育委員会

作 成 ふっさっ子未来会議作業部会  
「福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」  
福生市教育委員会

編集・発行 福生市教育委員会事務局指導室  
福生市本町5番地  
電話 042-551-1948

